

9月 定例会

公文書公開から情報公開に

厳格な条例の運用などを要望

平成十三年九月定例会は、九月五日に開会し、九月二十一日までの十七日間にわたって審議を行いました。今定例会では、九名の議員が一般質問を行い、市長から提出された鎌倉市情報公開条例の制定議案など全部で十一件の議案を審議しました。その結果、九議案を可決、市道路線の廃止議案及び認定議案については、八路線の廃止を可決（二路線は継続審査、七路線の認定を可決（一路線は継続審査）しました。また、議員から提出されたテロ行為の根絶を目指し世界恒久平和の確立を誓うことに関する決議案及び早急なる狂牛病対策を求めることに関する意見書提出議案を可決しました。このほか、陳情一件を採択、一件を不採択としました。

なお、定例会前の八月二十四日に議会全員協議会を開催し、「鎌倉市土地開発公社経営健全化計画について」の報告を受けました。

今定例会に市長から、現行の鎌倉市公文書公開条例を見直し、新たに鎌倉市情報公開条例として制定するための議案が提出されました。

られている中、本市議会では、平成十二年九月定例会において、鎌倉市公文書公開条例の早期改正を求めることに関する決議を全会一致で議決していました。

【これまでの議会での取り組み】

本市では、平成六年に鎌倉市公文書公開条例が施行され、これまで運用されてきました。

この間、社会情勢は大きく変化し、市政への市民参画の進展や市政運営の透明性を求める市民意識の高まりに伴い、市が保有する情報の一層の公開が求め

られている中、本市議会では、平成十二年九月定例会において、鎌倉市公文書公開条例の早期改正を求めることに関する決議を全会一致で議決していました。

公開を義務化⑤情報の存否の応答を拒否できる旨を規定（※文末参照）⑥出資法人等の情報公開の推進、などです。

【拡充される主な内容】

今回提案された条例により、現行の公文書公開制度が拡充される主な内容は、①条例の名称を改めるとともに「知る権利」を明記②電磁的記録を公開対象に追加③公開請求権者の限定を解除し、「何人も」に拡大④非公開事由に該当する場合を除いて、

【審査内容と結果】

九月六日の本会議で、本条例制定の提案理由の説明がされた後、議員から情報の存否の応答拒否の規定を個人情報に限定せずに設けた理由について、質疑が行われました。質疑後、総務常任委員会に本議案の審査を付託しました。

九月十三日に開催された総務

《主な内容》

- 議決した議案……………1面
- 議決した決議……………1面
- 一般質問……………2・3面
- 議決した議案……………4面
- 議決した意見書・陳情…4面
- 全員協議会……………4面

常任委員会では、改正内容に決議の趣旨が反映されているか、国における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行などに見られる情報公開制度進展への対応が十分であるかなどの観点から審査を行いました。

担当部課への質疑終了後、今後の運用に対して意見を付することとし、採決の結果、全会一致で原案を可決しました。

九月二十一日の本会議において、総務常任委員会での審査結果の報告後、採決に入り、総員の賛成で原案を可決しました。

《意見の内容》

本条例の制定に当たり、鎌倉市公文書公開運営審議会において議会での決議の内容について

補正予算を可決

小・中学校の安全対策など

今定例会に、市長から一般会計補正予算及び介護保険事業特別会計補正予算が提出されました。議会では審議の結果、いずれも総員の賛成で原案を可決しました。

◇一般会計補正予算

補正予算は歳入歳出いずれも九千九百四十万円を追加するもので、補正後の総額は五百二十五億五千円となります。

なお、歳出の主な内容は次のとおりです。

総務費…市税還付金の追加。
民生費…公立及び民間保育所等の安全対策に要する経費などの追加。
衛生費…植木せん定材たい肥化

十分な論議が行われたことは評価するところですが、決議で求めたにもかかわらず、今回の条例化に盛り込まれなかった不服申し立てに関する審査の期間に一定の限度を設けることについては、不服申立人の利益を損なうことのないよう、運用の中でできる限り速やかに処理できるように実施機関として一層の取り組みを図ること、また、行政文書の存否に関する情報の取り扱いを定めた第九条については、非公開情報の範囲を含めてできるだけ厳格な運用に努めることを要望します。

※情報の存否の応答拒否…公開請求に係る行政文書の存在を明らかにするだけで、保護される利益が害される場合に、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すること。（例えば、A氏の福祉関係の貸付金申請書の公開を求められた場合、書類は存在するが公開できないと回答すれば、A氏が貸付金の申請を行っている事実が想定されプライバシーが害されます）

事業に要する経費の追加。
土木費…準用河川神戸川の護岸修繕工事に要する経費の追加。
教育費…小・中学校の安全対策に係る正門・フェンス等の修繕及びインターホン等の設置に要する経費などの追加。

また、歳入の内容は、寄附金及び繰入金などの追加です。

このほか、自然環境調査を平成十四年度まで延長するため、債務負担行為の設定を行うものです。

◇介護保険事業特別会計補正予算

補正予算は歳入歳出いずれも九千七百五十万円を追加するもので、補正後の総額は六十八億三千五百十万円となります。

天神山緑地の保全

土地取得議案を可決

今定例会に不動産を取得するための議案が提出されました。（仮称）天神山緑地の用地を取得しようとするもので、土地の所在は鎌倉市山崎字宮廻七五番イ、地目は原野、現況山林で、面積は五千九百五十平方メートル、取得価格は二億六千四百六十五万五千円です。なお、買取価格については、鎌倉市市有財産評価審査会に諮問し、答申を得たものとしています。また、今回の買取で（仮称）天神山緑地の用地の取得状況は四一・六％となるということです。



保全が進む（仮称）天神山緑地

議会では、今回の取得が、自然的景観の保全を目的として平成四年度から取得を開始している（仮称）天神山緑地の一部を引き続き取得しようとするものであることから本件を要請とし、総員の賛成で原案を可決しました。

請願・陳情の提出について

請願・陳情の提出はいつでもできますが、本市議会では各定例会での請願・陳情の審査に当たり次のとおり受付期限を設けましたので、お知らせします。

受付期限：各定例会の開会日の前日

12月定例会は、12月5日(水)に開会予定です。

受付期限内に提出された請願・陳情は、その定例会で審査されます。

上記の受付期限を過ぎて提出されたものは、原則として、次回定例会での審査となります。